

7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

7.1 目 的

オリンピックアクアティクスセンターは、東京2020大会において、オリンピック及びパラリンピックの水泳会場として利用するため、競技施設を整備する計画である。また、東京2020大会後は、世界的な大会等が開催される国際水泳場として、また、都民も利用できる水泳場として活用していくことを想定している。

本事業は、東京2020大会及び後利用の施設整備のため、オリンピックアクアティクスセンターの新設を行うものである。

7.2 内 容

7.2.1 位 置

計画地の位置は、図7.2-1及び写真7.2-1に示すとおり江東区辰巳二丁目2番にあり、計画地面積は約36,400m²である。本施設は、辰巳の森海浜公園の公園内に整備する施設として計画しており、辰巳の森海浜公園の敷地面積は約164,800m²である。

また、計画地の東側には、アーチェリー会場（夢の島公園）が整備される計画である。

7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

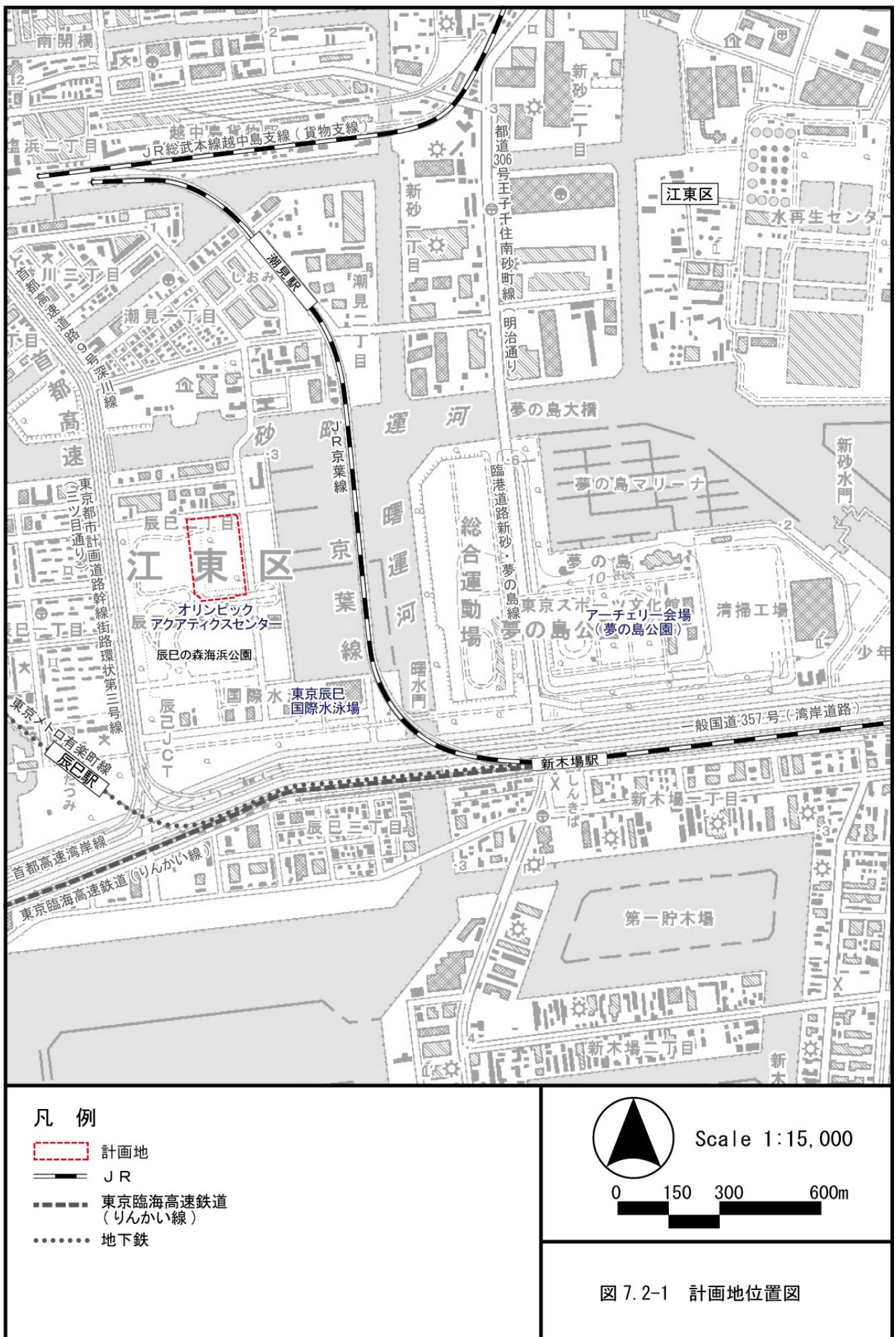
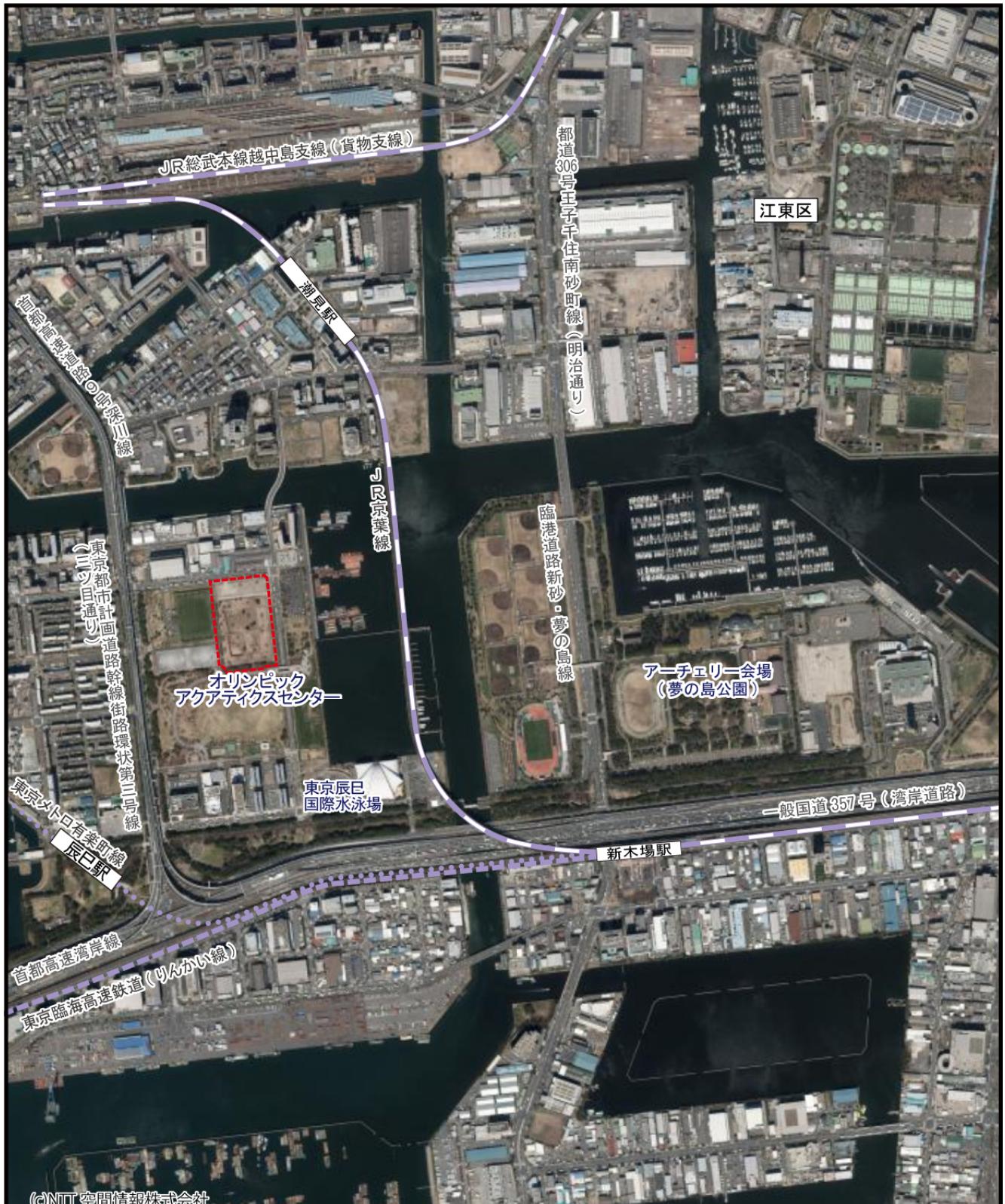


図 7.2-1 計画地位置図

7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



凡 例

計画地

JR

東京臨海高速鉄道(りんかい線)

地下鉄



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

写真 7. 2-1
計画地周辺の航空写真

7.2.2 地域の概況

計画地は、辰巳の森海浜公園内に位置しており、園内にはラグビー練習場のスポーツ施設、多目的広場や遊具広場等が存在する。また、辰巳の森海浜公園の南東には、東京辰巳国際水泳場（オリンピックの水泳（水球）会場）が存在する。

辰巳の森海浜公園の北側には、JR京葉線の潮見駅、南西側には、東京メトロ有楽町線の辰巳駅、南東側には、JR京葉線、東京臨海高速鉄道（りんかい線）及び東京メトロ有楽町線の新木場駅が位置している。また、辰巳の森海浜公園と南側の鉄道との間には、首都高速湾岸線及び一般国道357号（湾岸道路）、辰巳の森海浜公園の西側には、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）等の幹線道路が位置している。

平成27年8月1日現在の江東区の人口は約50万人であり、世帯数は約25万世帯である。¹

昼間人口は約55万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っており、江東区辰巳二丁目においては昼間人口が夜間人口に比べて非常に高い地域となっている。²

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、江東区辰巳二丁目においては宿泊業、飲食サービス業の事業所が53事業所、卸売業、小売業の従業者数が約2千人となっている。³

¹出典：「江東区の世帯と人口（住民基本台帳による）」（平成27年11月1日参照 江東区ホームページ）
<https://www.city.koto.lg.jp/profile/koto/5353/15817/file/20150801.pdf>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成27年11月1日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成27年11月1日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

7.2.3 事業の基本構想

(1) 運営の基本方針

運営の基本方針は、以下のとおりである。

① 国際・国内競技大会の会場、競技力向上の場として活用

- ・国際大会（ワールドカップ等）、国内大会（日本選手権等）の会場として活用する。
- ・トップレベルからジュニアまでの競技力強化、育成の場としていく。
- ・都民が大会を観戦しやすい環境を提供する。

② 子どもから高齢者まで幅広く楽しめる水泳場を提供（競技大会と都民利用の共存）

- ・都民が日ごろからスポーツ活動を行うことができる都民のための水泳場という機能を併せ持つ施設としていく。
- ・年間を通じ、一般利用できるプールとする。
- ・子ども、高齢者、障害者が安心して快適に利用できるプールとする。
- ・水泳以外の様々なウォータースポーツを身近で楽しめる場として活用する。

③ 大会運営諸室を有効活用し、健康増進、文化・教養活動を推進

- ・大会時における諸室使用とともに、一般利用としても、スタジオ、会議室等を健康増進、文化・教養の場として有効活用していく。

④ 都民の憩いの場として、海上公園と一体となったにぎわいを創出

- ・プール以外の空間を活用するとともに、公園とも連携し、都民の憩いの場を創出し、普段、プールに馴染みがない方などの施設への来場を促していく。

7.2.4 事業の基本計画

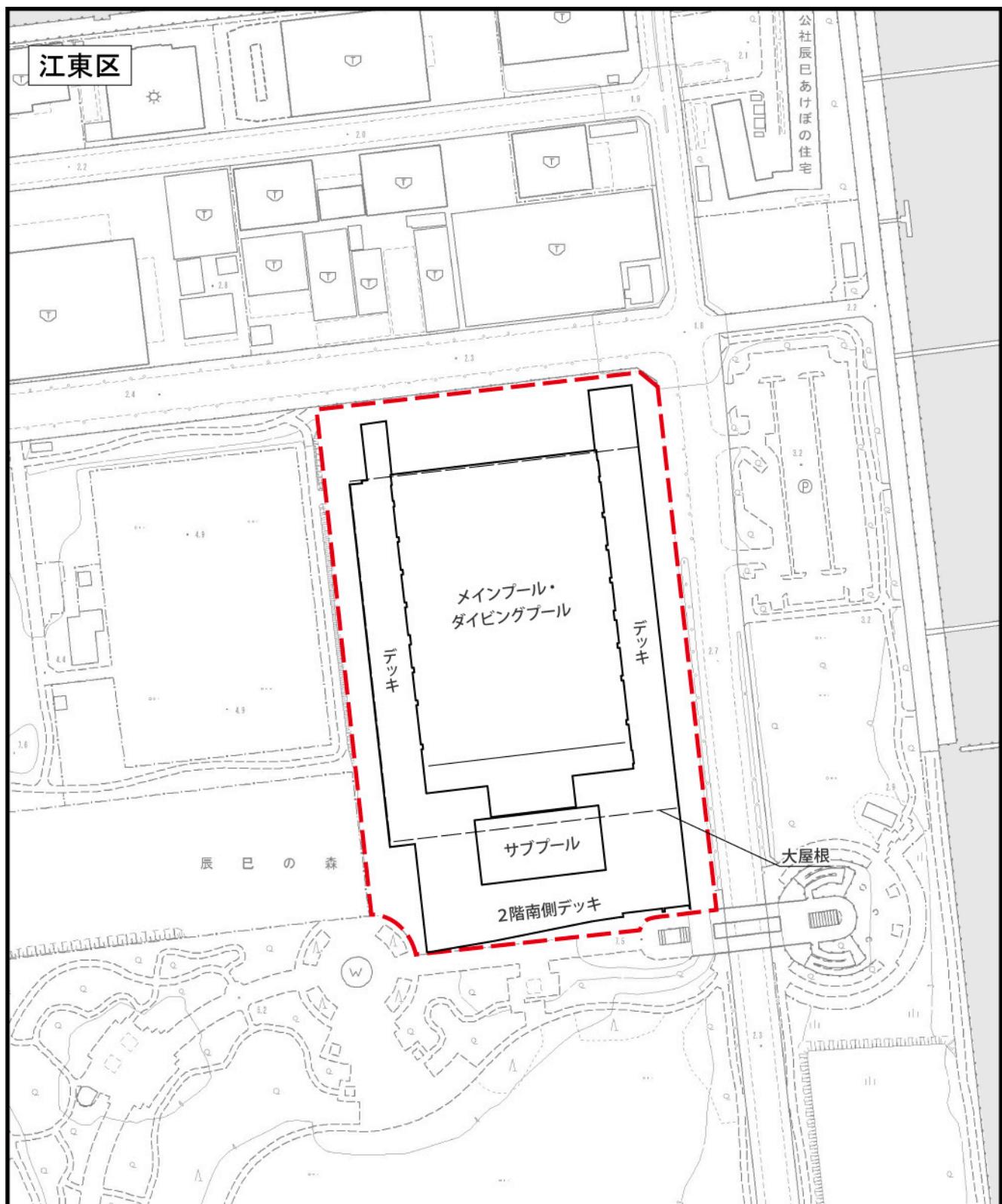
(1) 配置計画

オリンピックアクアティクスセンターの配置計画図、断面計画図及びイメージ図は、図 7.2-2～図 7.2-4 に示すとおりである。

表7.2-1 オリンピックアクアティクスセンターの概要（予定）

項目	20,000 席引渡しモード	5,000 席レガシーモード
建築面積	約 31,000m ²	約 28,000m ²
延床面積	約 77,700m ²	約 48,000m ²
最高高さ	約 49m	約 36m
階数	地上 5 階、地下 1 階	地上 4 階、地下 1 階
構造	S 造、一部 SRC 造・RC 造	
駐車台数	(未定)	約 150 台

7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



凡 例

計画地



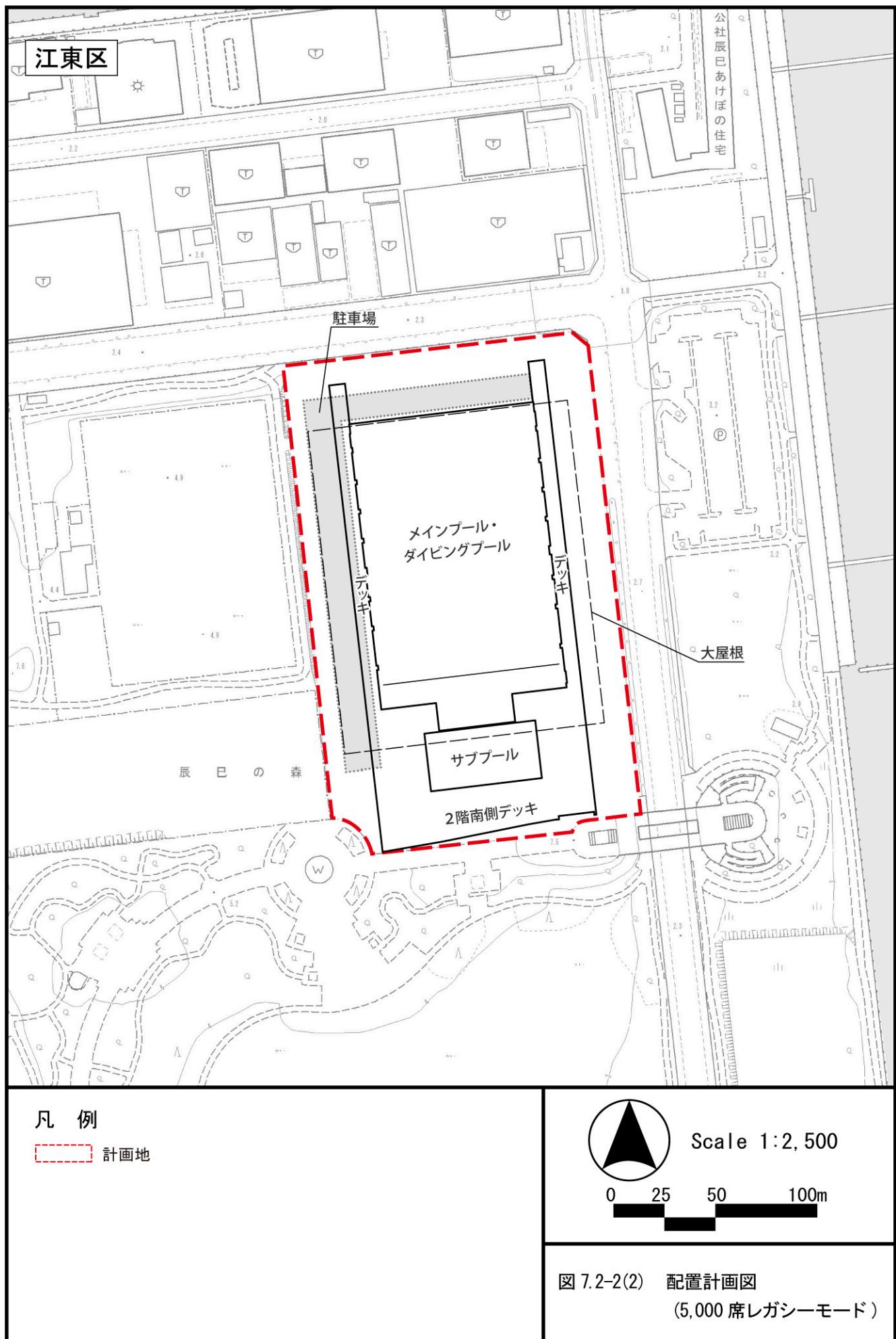
Scale 1:2,500

0 25 50 100m

図 7.2-2(1) 配置計画図

(20,000 席引き渡しモード)

7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

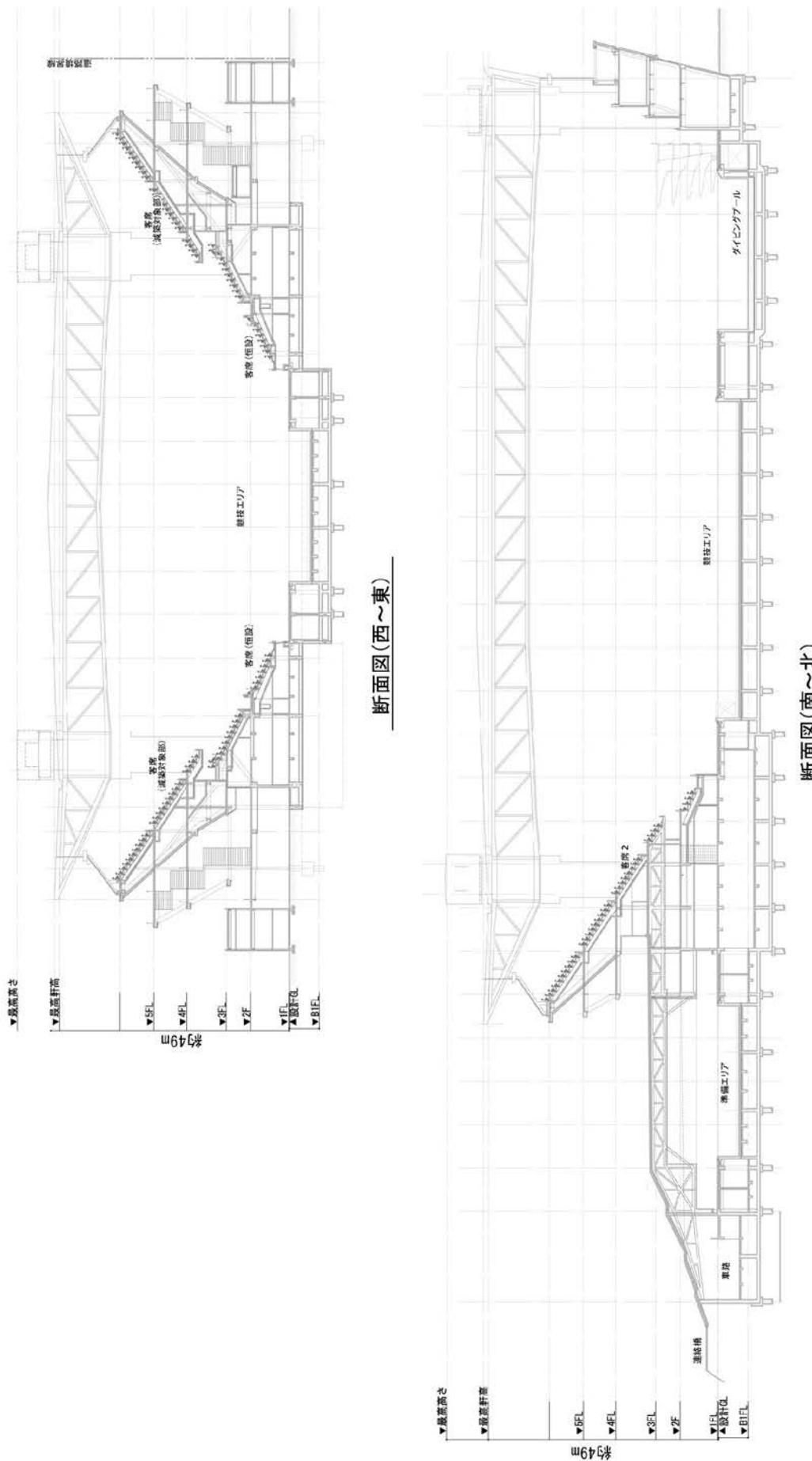


図 7.2-3 (1) 断面図 (20,000 席引き渡しモード)

7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容

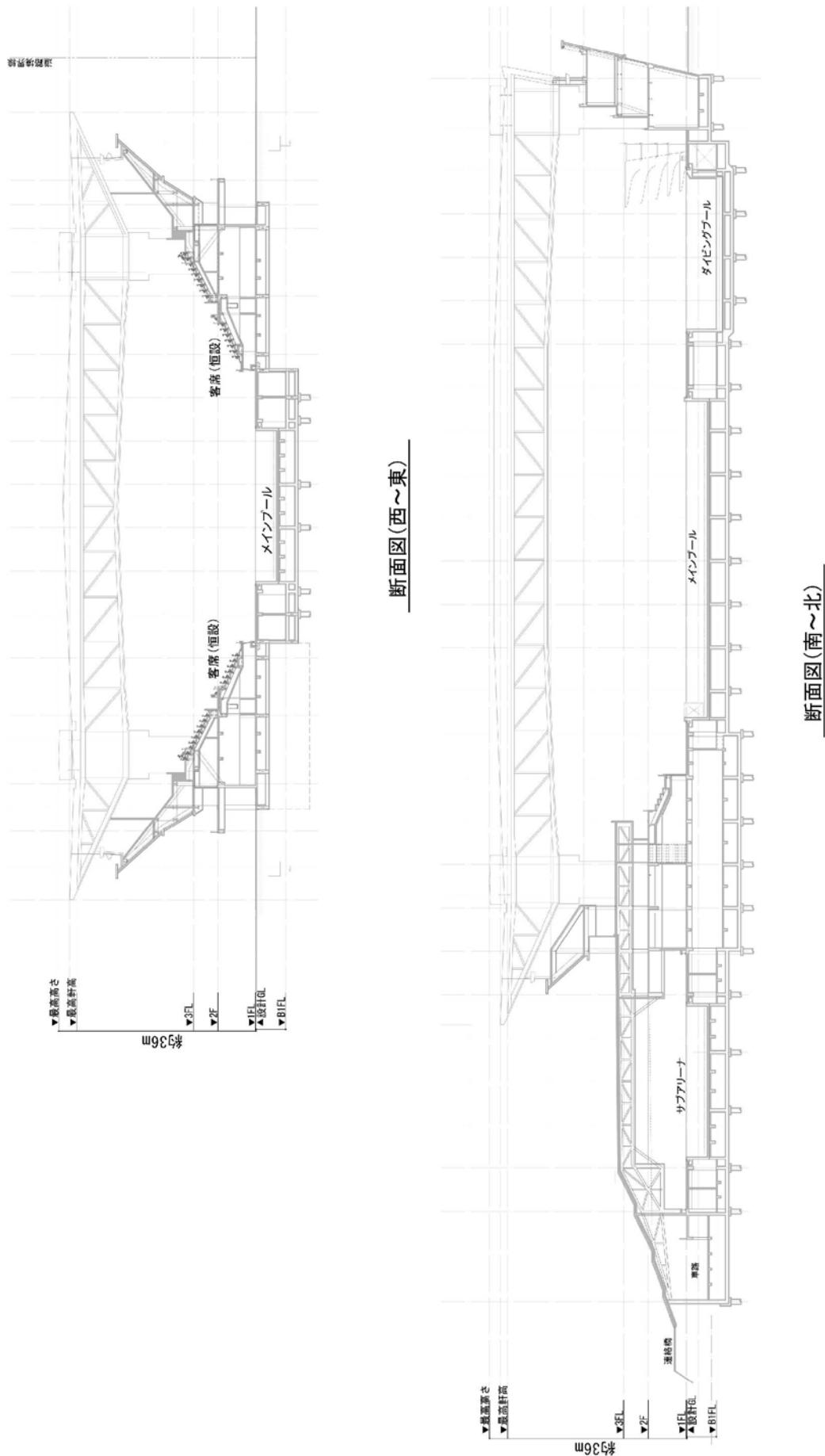


図 7.2-3 (2) 断面図 (5,000 席 レガシーモード)

7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



図 7.2-4 (1) イメージ図（20,000席引き渡しモード）

7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



図 7.2-4 (2) イメージ図 (5,000 席レガシーモード)

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

後利用時における施設の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

(3) 駐車場計画

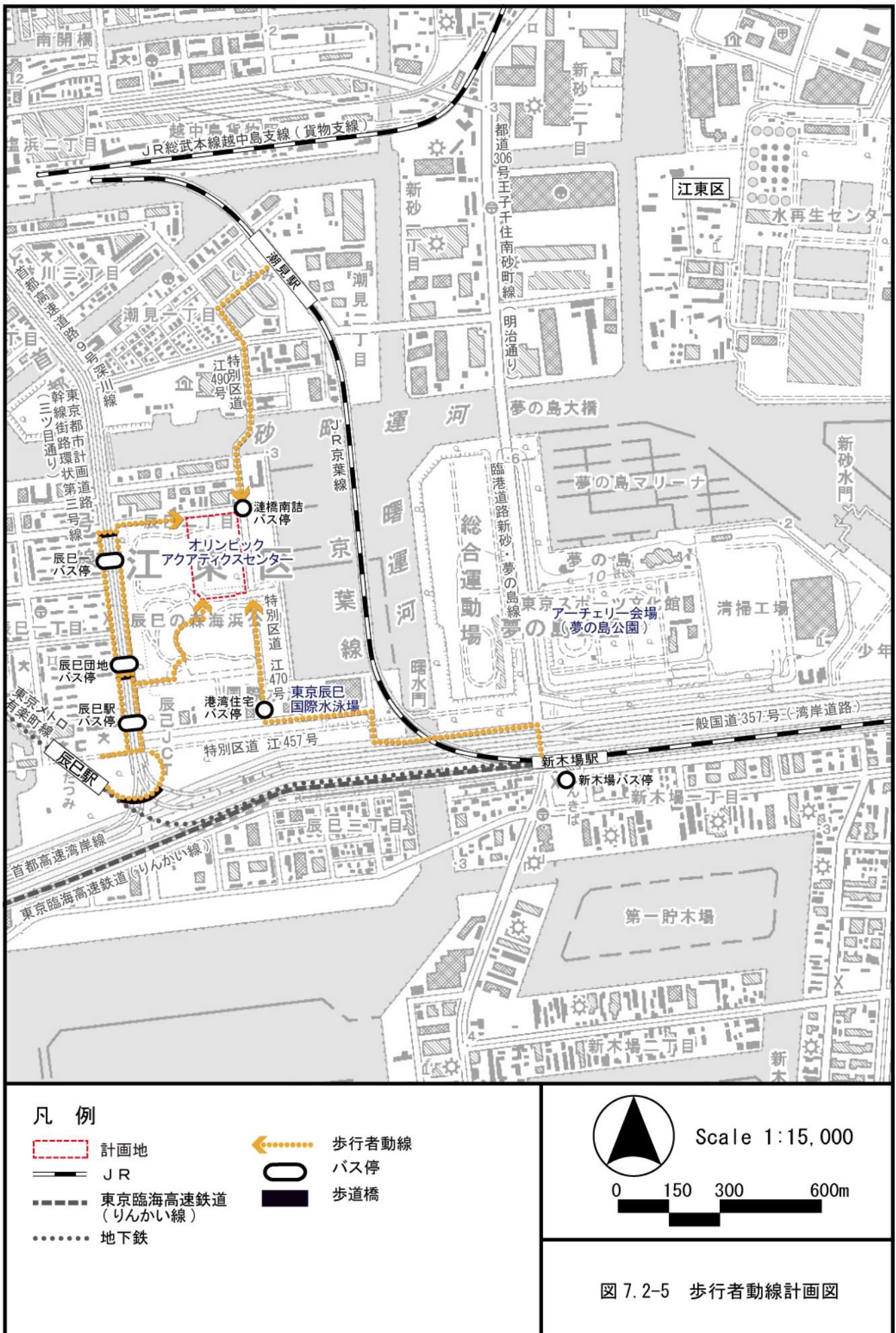
駐車場計画図は、図 7.2-2(2) (p. 20 参照) に示すとおりである。駐車場は、建物西側の 2 階デッキの下部等に平面駐車場（約 150 台程度）を設ける計画である（5,000 席レガシーモードの計画であり、大会時の計画は未定）。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地への歩行者の出入動線は、図 7.2-5 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、辰巳駅（東京メトロ有楽町線）、潮見駅（JR 京葉線）、新木場駅（JR 京葉線、東京メトロ有楽町線、東京臨海高速鉄道（りんかい線））がある。辰巳駅からは、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線（三ツ目通り）より辰巳の森海浜公園内を経て、潮見駅からは、特別区道 江 490 号を経て、新木場駅からは、一般国道 357 号（湾岸道路）、特別区道 江 457 号及び江 470 号を経て計画地へアクセスする計画である。

7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- JR
- - - 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)
- 地下鉄

- 歩行者動線
- バス停
- 歩道橋



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図 7.2-5 歩行者動線計画図

(5) 設備計画

上水給水設備は、敷地東側水道本管より引き込む計画である。また、ろ過装置からの排水を屋根雨水とともに処理し、雑用水受水槽に移送し、トイレ洗浄水及び外構散水として利用する計画である。排水は、公共下水道へ放流する。

電力は、高圧変電設備から供給する計画である。また、最大需要電力抑制のため、都市ガスを燃料とする常用発電設備（コーチェネレーション設備）の設置、電気使用量削減のため、太陽電池パネルを設置する計画である。また、太陽熱温水器、地中熱利用熱源設備を採用する計画である。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。また、5,000席レガシーモードへの減築工事において発生する建設廃棄物についても、リサイクル及び適正処理を行う。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）、江東区清掃リサイクル条例（平成11年江東区条例第34号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

緑化計画は、図7.2-6に示すとおりであり、江東区みどりの条例（平成11年江東区条例第36号）における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m²、接道部緑化約1,280mとする計画である。計画地は、辰巳の森海浜公園内に位置していることから、周辺に広がる豊かな緑などの自然を感じられるよう、計画地南側には辰巳の森海浜公園とともに一体的な空間としてやすらぎのある憩いの場をつくり出すほか、敷地の東側、北側には広い緑地帯を確保することで、周辺街区へも緑を提供するほか、辰巳の森海浜公園との連続性を確保する計画である。敷地の北側及び東側の緑地帯は、緑のマウンドを設け、埋立地の平坦な風景に大きな変化を与えるほか、建築物の足元をマウンドによりカバーし、緑による周辺に優しい風景をつくりあげる計画である。また、樹種は、辰巳の森海浜公園内に位置する立地条件等を踏まえ、耐潮性に優れ、季節感の演出、建物とマウンドの造形に変化を与える特徴的な樹形のものとする。敷地の西側の緑地は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考に、公園と連続する樹種選定とし、公園との調和を意識した計画とする。主要な道路に面する敷地の東側及び北側の緑地は、既存の公園部分と緑が連続しながらも風景に変化を与える計画地に適した樹種選定とする。

なお、緑化面積は、計画地を含めた辰巳の森海浜公園内における計画通知予定の敷地（敷地面積約164,800m²）を対象として、江東区の基準に基づき算定することとしているが、今後の関係機関との協議により変更がありうる。

7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容



注) 緑化計画については、関係機関との協議により変更がありうる。

7.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、基本設計が終了した現時点での予定する計画であり、今後、実施設計を踏まえて変更が生じる。

(1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、平成 29 年度から平成 31 年度の 33か月であり、これに準備工事を含めると 39か月を見込んでいる。なお、東京 2020 大会後に実施する 5,000 席レガシーモードへの改築工事の実施時期については、現時点では未定である。

工事工程は、表 7.2-2 に示すとおりである。

表 7.2-2 全体工事工程

工種/工事月	6	12	18	24	30	36	42
準備工事	■						
液状化対策工事	■						
本体工事	山留工事		■				
	杭工事		■■				
	土工事		■	■ ■			
	基礎躯体工事		■■	■■■			
	地上鉄骨工事		■■■	■■■			
	屋根工事		■■■				
	地上躯体工事				■■■		
	外装工事				■■■		
	内装工事				■■■		
外構工事						■	

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い（高さ約3m）を設置し、仮設事務所の設置等を行う。

2) 液状化対策工事

本体工事着手前の液状化対策として、砂杭による地盤改良を行う。

3) 山留工事

掘削工事にあたり、工事中の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、遮水性・剛性の高い工法による山留を行う。

4) 杭工事

基礎工事として、既製杭を打設する。

5) 土工事

地下躯体の下端レベルまで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出する。

6) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設する。

7) 地上鉄骨工事

基礎躯体工事完了後、鉄骨地組、支柱建方を行う。

8) 屋根工事

地上鉄骨工事と同時に屋根鉄骨地組、天井仕上工事等を行う。

9) 地上躯体工事

地上躯体構築、プールの基礎躯体構築工事を行う。

10) 外装工事

躯体工事の完了した階から順次外壁仕上工事を実施する

11) 内装工事

躯体工事の完了した階から順次内装建具等の仕上工事を実施する。また、電気設備や機械設備の搬入・設置を行う。

12) 外構工事

建物周辺の舗装等の外構工事は、主に外装工事完了後に実施する。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 7.2-7 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する計画とし、特別区道 江 470 号を通り、計画地へ出入場する計画である。

工事用車両台数のピークは、準備工事着工後 5 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日ににおいて大型車 405 台/日、小型車 20 台/日、合計 425 台/日を予定している（資料編 p. 1 参照）。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 7.2-3 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

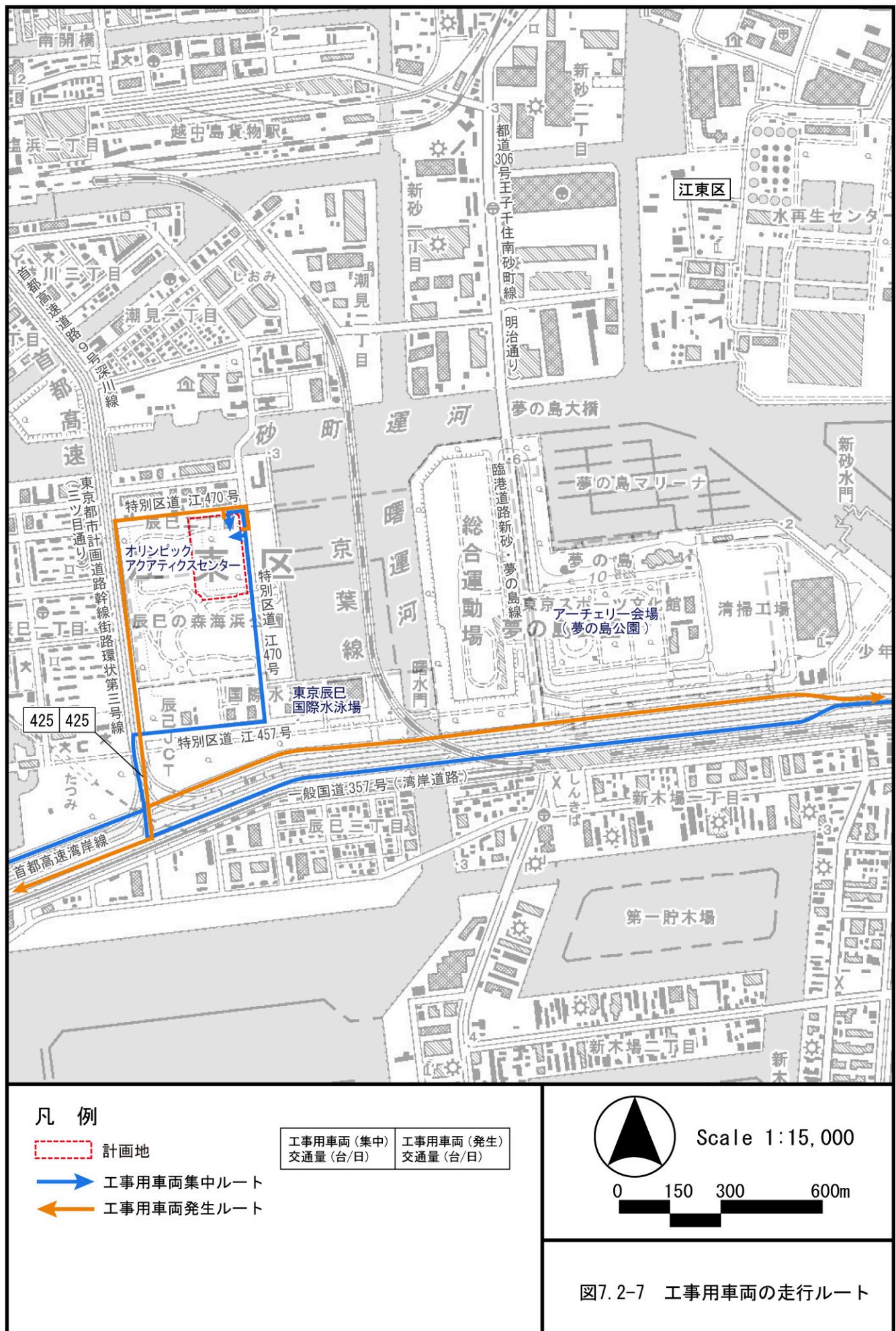
表7.2-3 主な建設機械（予定）

工種	主な建設機械
準備工事	ブルドーザー、バックホウ
液状化対策工事	液状化対策施工機、タイヤショベル
山留工事	三軸掘削機、アボロン、サイレントパイラー、バックホウ
杭工事	杭打機、クローラークレーン、バックホウ
土工事	バックホウ
基礎躯体工事	バックホウ、コンクリートポンプ車
地上鉄骨工事	クローラークレーン
屋根工事	クローラークレーン
地上躯体工事	クレーン車、コンクリートポンプ車
外装工事	クレーン車
内装工事	クレーン車
外構工事	バックホウ、ラフタークレーン、アスファルトフィニッシャ

注)建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

7.2.6 供用の計画

本事業で整備するオリンピックアクアティクスセンターは、平成31年度までに竣工し、テストイベント及び東京2020大会を行う計画である。また、東京2020大会開催後には、世界的な大会等が開催される国際水泳場として、また、都民も利用できる水泳場として活用する施設として広く一般に供用する計画である。



注)工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。

7.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「江東区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 7.2-4(1)～(8)に示すとおりである。

表7.2-4(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆持続可能な環境交通の実現 ◆省資源化と資源の循環利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備の導入を予定する。 ・太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。 ・都市ガスを利用した常用発電機設備を設置し、排熱の有効利用を行う。 ・計画施設の建築、電気設備、機械設備について、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討する。 ・軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。 ・計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を計画する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・基礎工事等における建設汚泥については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。

表7.2-4(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ <ul style="list-style-type: none"> ◆気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆持続可能な環境交通の実現 ◆省資源化と資源の循環利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行う。 ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成27年3月 東京都）も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルの使用を検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全な生活環境の確保 ～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ <ul style="list-style-type: none"> ◆大気汚染物質の更なる排出削減 ◆化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 環境の「負の遺産」を残さない取組 ◆生活環境問題の解決 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。 ・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する。 ・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する。また、北側及び一部の東側仮囲いの上部にメッシュシート（1.8m、開口率20%）を設置する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・より快適で質の高い都市環境の創出 ～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～ <ul style="list-style-type: none"> ◆市街地における豊かな緑の創出 ◆水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復 ◆熱環境の改善による快適な都市空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m²、接道部緑化約1,280mとする計画としている。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。

表7.2-4(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都自動車排出 窒素酸化物及び自 動車排出粒子状物 質総量削減計画 (平成25年7月)	・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。
緑の東京計画 (平成12年12月)	・あらゆる工夫による緑の創出と保全	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m²、接道部緑化約1,280mとする計画としている。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。
「緑の東京10年プロ ジェクト」基本方 針 (平成19年6月)	・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m²、接道部緑化約1,280mとする計画としている。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。

表7.2-4(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	・公共施設におけるみどりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m²、接道部緑化約1,280mとする計画としている。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・活力と魅力ある「水の都」づくり ・河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園中央から2階南側デッキ、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減する。 ・屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図る。 ・本施設を辰巳の森海浜公園全体における施設とするため、施設の北側及び東側に緑道を設け、公園の一体化を図る。 ・東京2020大会時の建物は、観客席20,000席を擁した水泳会場とし、大会後はレガシー施設として利用するために、観客席5,000席へと減築工事する計画とする。 ・水や透明感をイメージした色調によるさわやかな外装計画とする。
東京都廃棄物処理計画 <平成23年度-平成27年度> (平成23年6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・3R施策の促進 ・適正処理の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。

表7.2-4(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・基礎工事等における建設汚泥については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。

表7.2-4(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	<p>本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コーポレーティブエネルギー設備の導入を予定する。 ・太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。 ・都市ガスを利用した常用発電機設備を設置し、排熱の有効利用を行う。 ・計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討し、可能な限りエネルギーの使用の合理化により「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3の達成に努める。 ・軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。 ・計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を計画する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・基礎工事等における建設汚泥については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。

表7.2-4(7) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	<p>本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行う。 ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成27年3月 東京都）も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルの使用を検討する。
江東区景観計画 (平成25年4月 平成26年11月 一部改定)	<p>本計画は、次の5つの基本理念を掲げ、良好な景観形成に取り組むとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな水辺とみどりにより自然が感じられるまちをつくること ・伝統のある下町文化を継承するまちをつくること ・地域イメージを持つ個性的なまちをつくること ・都市環境を意識したまちをつくること ・人にやさしくやすらぎのあるまちをつくること 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園中央から2階南側デッキ、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減する。 ・屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図る。 ・本施設を辰巳の森海浜公園全体における施設とするため、施設の北側及び東側に緑道を設け、公園の一体化を図る。 ・東京2020大会時の建物は、観客席20,000席を擁した水泳会場とし、大会後はレガシー施設として利用するために、観客席5,000席へと減築工事する計画とする。 ・水や透明感をイメージした色調によるさわやかな外装計画とする。
江東区みどりと自然の基本計画 (平成19年7月)	<p>本計画の基本方針として、以下を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川や運河等の水辺からまちへと広がるみどりの帯をつくる ・海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する江東区らしい臨海部の魅力を発信 ・みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高める ・身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくむ ・自然からの恩恵を実感することを通じて、みんなで自然を大切にはぐくむ意識を養う 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約82,000m²、接道部緑化約1,280mとする計画としている。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する計画としている。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。 ・既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。

表7.2-4(8) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項						
江東区一般廃棄物処理基本計画 (平成24年3月)	<p>基本指標1 区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量(g/人日) 目標値：平成22年度 752 g → 平成33年度 717 g</p> <p>基本指標2 区民1人あたり1日の区収集ごみ量(g/人日) 平成22年度 567 g → 平成33年度 531 g</p> <p>基本指標3 資源化率 平成22年度 25.6% → 平成33年度 27.3%</p> <p>基本指標4 大規模建築物事業者の再利用率 平成22年度 68.2% → 平成33年度 71.2%</p> <p>※大規模建築物事業者に対して立入指導等を実施することにより、再利用率を平成33年度までに71.2%まで改善することを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 						
江東区分別収集計画 (平成25年6月)	<p>本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、区市町村が、びん・缶・ペットボトルなどの容器包装廃棄物を分別収集する際の基本的な事項を定めたものである。</p> <p>容器包装廃棄物の分別収集に関すること、区民・事業者・行政のそれぞれの役割、取り組むべき方針を定め、循環型社会の形成を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 						
KOTO低炭素プラン 江東区地球温暖化対策実行計画 (平成22年3月)	<p>環境基本計画のさまざまな分野に盛り込まれた温暖化対策等を「KOTO低炭素プラン(江東区地球温暖化対策実行計画)」として改めて整理するとともに、取り組むべき具体的な行動内容を示すことで、区民・事業者・区の連携と協力を推進し、削減目標の達成を目指していくものである。</p> <p>[地球環境貢献目標] (H17(2005)年度比)</p> <table> <tr> <td>◆短期目標：平成26年度までに</td> <td>-10%</td> </tr> <tr> <td>◆中期目標：平成32年度までに</td> <td>-20%</td> </tr> <tr> <td>◆長期目標：平成62年度までに</td> <td>-80%</td> </tr> </table>	◆短期目標：平成26年度までに	-10%	◆中期目標：平成32年度までに	-20%	◆長期目標：平成62年度までに	-80%	<ul style="list-style-type: none"> 設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コーポレーション設備の導入を予定する。 太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。 都市ガスを利用した常用発電機設備を設置し、排熱の有効利用を行う。 計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討し、可能な限りエネルギーの使用の合理化により「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3の達成に努める。 軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。 計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を計画する。
◆短期目標：平成26年度までに	-10%							
◆中期目標：平成32年度までに	-20%							
◆長期目標：平成62年度までに	-80%							

7.3 オリンピックアクアティクスセンターの計画の策定に至った経過

オリンピックアクアティクスセンターは、立候補ファイルにおいて、オリンピック及びパラリンピックの水泳会場として利用するため、新設する計画とされた。

その後、東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととして、平成26年12月に「新規恒久施設等の後利用に関するアドバイザリー会議」を設立し、東京都が新規に整備する恒久施設等が都民共通の貴重な財産として、大会後も有効活用されるよう、幅広い知見を持つ専門家から意見を求め、後利用の方向性についてブラッシュアップを図ることを目的として、検討を進めてきた。

平成27年10月には、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門知識を有する者から構成される「都立競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、オリンピックアクアティクスセンターの基本設計について意見を聴取した。

さらに平成28年5月に、前述のアドバイザリー会議の意見等を踏まえ、東京都としての施設運営計画（中間のまとめ）を公表し、本施設は国内外の主要大会の会場、また、アスリートの競技力強化、育成の場、子どもから高齢者までが安心して、日頃からスポーツ活動や健康増進等を行うことができる場、海上公園との一体感やつながりをもった都民の憩いの場としていくこととした。

7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容